



# 赤穂市民病院経営改革の方針について

市長公室 病院特命担当

令和7年11月17日～12月2日：市民説明会

## 病院事業会計の収支見通し

- ◆ 常勤医師の不足等により入院・外来患者数が大幅に減少し、赤字経営が続いている
- ◆ 人件費の伸びや物価高騰等が続くと予測され、医療過誤の影響による患者離れが顕在化し、収支改善は望めず **純損失は今後5年間の平均で17.4億円**に増加

### ■収支見通し

(単位:億円)

	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7	R8	R9	R10	R11
収益	99.0	95.6	82.3	80.9	70.4	70.8	70.8	71.3	71.4
支出	94.2	93.1	89.9	87.1	86.4	87.4	87.6	88.6	91.8
純損失	4.8	2.5	△ 7.6	△ 6.2	△ 16.0	△ 16.6	△ 16.8	△ 17.3	△ 20.4
当年度一時借入金	△ 10.0	△ 5.0	2.0	0.0	13.9	14.0	13.7	13.7	15.1
一時借入金累計	10.0	5.0	7.0	7.0	20.9	34.9	48.6	62.3	77.4
現金残高	7.1	8.6	10.1	3.7	3.7	3.8	3.8	3.9	4.0

## 地方財政法上の資金不足比率見込み

- ◆地方財政法上の資金不足比率は、令和7年度決算見込みで25.7%と、10%を超えることが確実となり、医療機器更新や施設・設備改修の際に起債が制限され、計画的・安定的な医療提供体制の整備に支障を来す恐れ
- ◆こうした事態を回避するには、一般会計から今後5年間の平均で13.2億円の追加支援が必要

### ■地方財政法上の資金不足額・資金不足比率

(単位:億円、%)

	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7	R8	R9	R10	R11
資金不足額	△ 0.9	△ 6.5	△ 1.6	2.2	16.0	30.0	43.7	57.3	72.3
資金不足率	▲ 1.1	▲ 8.1	▲ 2.2	3.2	25.7	46.4	67.5	85.8	108.3



(単位:億円、%)

必要な追加繰入額	—	—	—	—	9.8	13.8	13.7	13.5	15.1
資金不足額《再算定》	△ 0.9	△ 6.5	△ 1.6	2.2	6.2	6.4	6.4	6.5	6.4
資金不足率《再算定》	▲ 1.1	▲ 8.1	▲ 2.2	3.2	9.9	9.9	9.9	9.9	9.9

## 病院事業会計への追加支援

- ◆ 一般会計から病院事業会計へ、必要な追加支援を行った場合、財政調整基金が枯渇するため、現在の行政サービス水準を維持することは難しく、令和8年度以降の予算編成が極めて困難

### ■病院事業会計の資金不足比率に対応した一般会計からの追加支援

(単位:億円)

	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7	R8	R9	R10	R11
必要な繰出金	—	—	—	—	9.8	13.8	13.7	13.5	15.1



### ■一般会計の決算見込みベースの収支見通し【再算出】

(単位:億円)

歳入歳出差引額	7.7	6.3	4.2	2.5	△ 15.4	△ 16.8	△ 15.0	△ 15.1	△ 17.2
基金残高	37.6	42.8	47.4	46.9	32.2	14.6	△ 0.4	△ 15.5	△ 32.7
うち財政調整基金残高	19.4	26.6	31.5	31.6	16.8	△ 0.0	△ 15.0	△ 30.1	△ 47.3

## 経営形態の移行

経営悪化に伴う赤穂市民病院の閉院や一般会計の財政破綻のリスクを避け、地域の医療提供体制・医療水準を維持し、地域住民に安全安心な医療を提供していくには、抜本的な経営改革が必要



民間ノウハウによる病院経営の効率化を図る

- ◆ 病院事業会計の純損失は今後5年間で平均、年17.4億円
- ◆ 実質的な赤穂市の負債額が毎月1億円以上累増



直ちに経営形態の移行手続を進める

## 公立病院として維持

- ・ 赤穂市民病院が、地域医療の確保に向け、将来にわたり地域の基幹的な医療機関として重要な役割を果たしていくため
- ・ 政策医療・不採算医療の安定的な提供を確保する観点から

民間譲渡は選択肢から除外し、  
公立病院として維持する

## 経営形態の移行に係る財政負担

経営形態 (移行時期)	債務の解消	退職金	市の財政負担	
			総合計	うち移行時負担額
地方独立 行政法人 (令和11年4月)	67億円	28億円 ★法人退職時に負担	95億円	67億円
指定管理者制度 (令和9年4月)	39億円	28億円 ★全職員退職となるため 移行時に支払いが必要	67億円	28億円
民間譲渡 (令和9年4月)				

### 債務の解消

- 経営形態変更時には負債の返済・清算が必要
- 債務の解消に必要な額は、令和6年度末の一時借入金7億円＋長期借入金4億円＝計11億円に、令和7年度から移行時の一時借入金見込額を加算し計上

### 退職金

- 比較条件を統一するため、地方独立行政法人の場合についても、指定管理者制度への移行時に必要となる退職手当額と同額を計上

## 地方独立行政法人、指定管理者の検討

赤穂市民病院が、地域医療の確保に向け、将来にわたり地域の基幹的な医療機関として重要な役割を果たしていくために、現状の課題に対するそれぞれの経営形態のメリット・デメリットや、経営形態移行に係る財政負担を踏まえ検討した結果

**地域の医療法人である伯鳳会を指定管理者(候補)とした  
指定管理者制度への移行**

が最も望ましい経営形態であると判断

## 主な理由①

病院事業の経営悪化

一般会計が地方公営企業法の全部適用による経営をこれ以上支えていくことが困難



地方独立行政法人化によって課題の解決は図れない

## 主な理由②

経営悪化に伴う赤穂市民病院の閉院や  
一般会計の財政破綻というリスクを避ける



安定的かつスピード感をもって  
経営形態の移行手続を進める必要

『管理者の確保』『移行に係る財政負担』が重要ポイント

## 主な理由③

赤穂市民病院と医療法人伯鳳会が経営する  
赤穂中央病院との診療機能の集約化・再編



医療資源の有効活用に大きな効果

地域の医療提供体制・医療水準を維持しつつ、  
経費削減など経営改善が可能

## 主な理由④

医療法人伯鳳会、赤穂中央病院は  
療養機能および介護老人保健施設を有している



法人内でスムーズな連携が可能となり  
在宅医療の維持や地域包括ケアシステムの構築を図る

赤穂市民病院だけでなく赤穂市介護老人保健施設  
(老健あこう)の経営改善など多面的な効果

## 経営形態移行後の赤穂市民病院

指定管理者 (候補) の赤穂中央病院を運営する医療法人伯鳳会が、  
赤穂市民病院の管理運営を行います。

### 安心 ①

赤穂市民病院は現在の場所で公立病院として存続

- 公立病院の役割である救急、災害時、周産期、小児などの政策医療を継続
- 赤穂市民病院のすべての診療機能を維持することを  
目指し移行

## 経営形態移行後の赤穂市民病院

### 安心 ②

受診の際の医療費は、指定管理者制度移行後も増えることはありません

- ・ 医療費は厚生労働大臣が定める診療報酬により決定

### 安心 ③

医療法人の経営ノウハウやスケールメリットなどを活用し、より安定した質の高い医療サービスの提供と効率的な運営

- ・ 市は指定管理者に対し毎年、施設の利用状況や収支状況等の事業報告書の提出を義務付けるほか、必要に応じ実地調査を行うなど定期的にモニタリング

### 安心 ④

医療法人伯鳳会は、赤穂市内において長きにわたり病院を運営し安定的な医療を提供

- 地域の医療環境にも熟知
- 保健・医療・福祉複合体として地域住民への健康サービスを提供
- 赤穂市の医療及び介護資源に関する知見と実績

## 経営形態の移行時期

令和9年4月1日から  
赤穂市民病院の管理運営を引き継ぐ

市民の健康と命とを守る砦として、赤穂市と医療法人伯鳳会が協力し、  
関係機関等と連携をしながら、

将来にわたり地域の基幹的な医療機関として持続可能な病院経営

経営形態の変更に伴う債務解消等の財政負担に対応し、

将来にわたり持続可能な健全で効率的な行財政運営の構築

を図ってまいります。